

○国土交通省告示第四百九十一号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第十一条第一項の規定による届出があつたので、同令第二十条の規定に基づき、平成二十五年国土交通省告示第千百八十二号の一部を次のように改正する。

令和六年六月十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八) 登録年月日 平成二十五年十一月二十五日 登録番号 登耐講第一号 講習事務を行う者の氏名又は名称 一般財団法人日本建築防災協会 講習事務を行う者の住所 東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号 法人である場合の代表者の氏名 杉藤 崇 耐震診断資格者講習事務を行う事務所の名称 一般財団法人日本建築防災協会 (七) 耐震診断資格者講習事務を行う事務所の所在地 東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号 (八) 耐震診断資格者講習事務を開始する日 平成二十五年十一月二十五日
改正前	(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八) 登録年月日 平成二十五年十一月二十五日 登録番号 登耐講第一号 講習事務を行う者の氏名又は名称 一般財団法人日本建築防災協会 講習事務を行う者の住所 東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号 法人である場合の代表者の氏名 坂本 功 耐震診断資格者講習事務を行う事務所の名称 一般財団法人日本建築防災協会 (七) 耐震診断資格者講習事務を行う事務所の所在地 東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号 (八) 耐震診断資格者講習事務を開始する日 平成二十五年十一月二十五日